

原爆死没者慰霊等事業補助実施要綱

（目 的）

- 第1条 この事業は、原爆死没者を慰霊するために地域・職域単位で行われる慰霊式典等に対して補助金を交付することにより、当該慰霊等事業を促進し、永遠の平和を祈念することを目的とする。
- 2 この補助金は、予算の範囲内において交付することとし、そのために必要な事項について、この要綱で定める。

（補助対象事業）

- 第2条 この要綱による補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。
- (1) 慰霊式典
 - (2) 慰霊碑の建設
 - (3) 慰霊碑の改修（既存の慰霊碑の改良、補修、移設等をいう。以下同じ。）
 - (4) 死没者を悼む出版物の刊行
 - (5) 死没者を悼む遺品展・絵画展等各種イベント
- 2 前項に定める補助対象事業は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- (1) 原爆死没者のみを対象とした慰霊等の事業であり、そのことが明らかに認められること。
 - (2) 事業の目的及び内容が適正なものであること。
 - (3) 宗教的な要素を有していないなど、中立公正な運営・管理がなされているものであること。
 - (4) 経費の全部又は一部が、国又は地方公共団体からの財源で賄われていないこと。
 - (5) 営利を目的としたものではないこと。

（補助事業者）

- 第3条 この要綱による補助対象事業の実施者（以下「補助事業者」という。）は、事業所、学校、町内会等の地域・職域団体とする。
- 2 補助事業者は、次に掲げる要件を具備していなければならない。
- (1) 主たる事務所の所在地が市内であり、かつ、その代表者が明らかであること。
 - (2) 経理が明確であるとともに、これを証する書類が備え付けてあること。

（補助金の額）

- 第4条 補助金の額は、総事業費のうち別表の補助対象事業ごとに定める補助対象経費で実際に支出した経費の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とのいずれか低い方の額に4分の3を乗じて得た額とする。（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）ただし、その額は、同表の補助対象事業ごとに定める補助限度額の範囲内とする。

（補助金の交付手続等）

- 第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、予め所定の補助申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の補助申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、前2項の補助申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助の可否及び補助金の額を決定するとともに、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 補助事業者は、補助対象事業に変更等が生じたときは、遅滞なく所定の事業計画変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 前項の事業計画変更申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業変更計画書（様式第5号）
 - (2) 収支予算変更内訳書（様式第6号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 6 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに所定の事業実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 7 前項の事業実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業実施報告書（様式第8号）
 - (2) 収支決算書（様式第9号）
 - (3) 領収書その他の収支の事実を証する書類又はその写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 8 市長は、前2項の事業実績報告書等を受理したときは、その報告に係る事業内容が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合するものと認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（調査及び指示）

第6条 市長は、必要と認める場合、補助対象事業について調査を行うことができる。

- 2 市長は、補助対象事業について、補助の適正を確保する目的の範囲内で、補助事業者に対し必要な指示を行うことができる。

（暴力団の排除）

第7条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（補助決定の取消し等）

第8条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこの要綱に基づく市長の処分に違反したとき。
- (2) 事業の実施又は補助金の交付に関し不正な行為を行ったとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当したとき。

（雑 則）

第9条 補助金の交付に関しては、この要綱の規定の他、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）の定めるところによる。

- 2 この要綱に定めるものの他、原爆死没者慰霊等事業補助の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成３年１２月２７日から施行し、平成３年４月１日以降において行われる補助対象事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年３月２３日から施行する。これに伴い、原爆死没者慰霊等事業補助実施要領（平成３年１２月２７日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成２２年１月２８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 経 費	補 助 限 度 額
慰 霊 式 典 (第２条第１項第１号)	慰霊式典に必要な謝礼金、旅費（一般参加者は除く。）、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（お茶代）、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費	１件につき ５００，０００円
慰 霊 碑 の 建 設 (第２条第１項第２号)	慰霊碑の建設に必要な謝礼金、需用費（消耗品費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、工事請負費及び備品購入費	１件につき １，０００，０００円

慰 霊 碑 の 改 修 (第2条第1項第3号)	慰霊碑の改修に必要な謝礼金、需用費(消耗品費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、工事請負費及び備品購入費	1件につき 1, 000, 000円
死没者を悼む出版物の刊行 (第2条第1項第4号)	死没者を悼む出版物の刊行に必要な謝礼金、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料)及び委託料	1件につき 1, 000, 000円
死没者を悼む各種イベント (第2条第1項第5号)	死没者を悼む各種イベントに必要な謝礼金、旅費(一般参加者は除く。)、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費(お茶代)、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費	1件につき 500, 000円